

2017埋計発第89号
2017年7月6日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

日本原燃株式会社
埋設事業部 埋設計画部長
室本 純孝

「濃縮・埋設事業所埋設事業部原子力事業者防災業務計画」の
内容の一部読み替えについて

2017年3月27日付、2016埋計発第371号にて届け出ました弊社「濃縮・埋設事業所埋設事業部原子力事業者防災業務計画」につきましては、原子力規制委員会組織令及び原子力規制委員会組織規則の改正、並びに弊社埋設事業部の人事異動に伴い、添付資料のとおり読み替えますのでご連絡いたします。

添付資料

「濃縮・埋設事業所埋設事業部原子力事業者防災業務計画」読み替え表

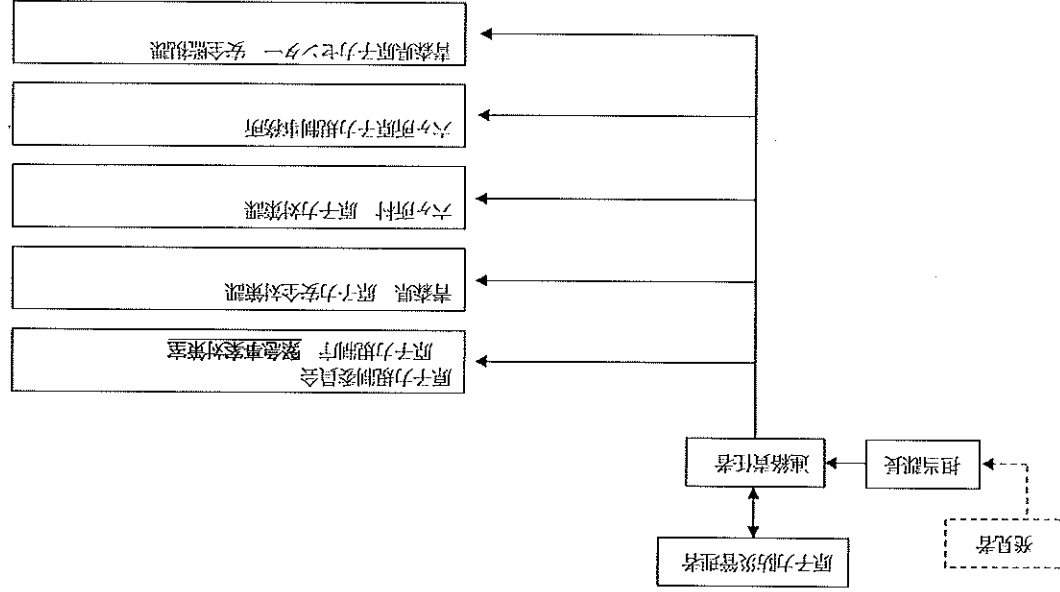
以上

読み替え後

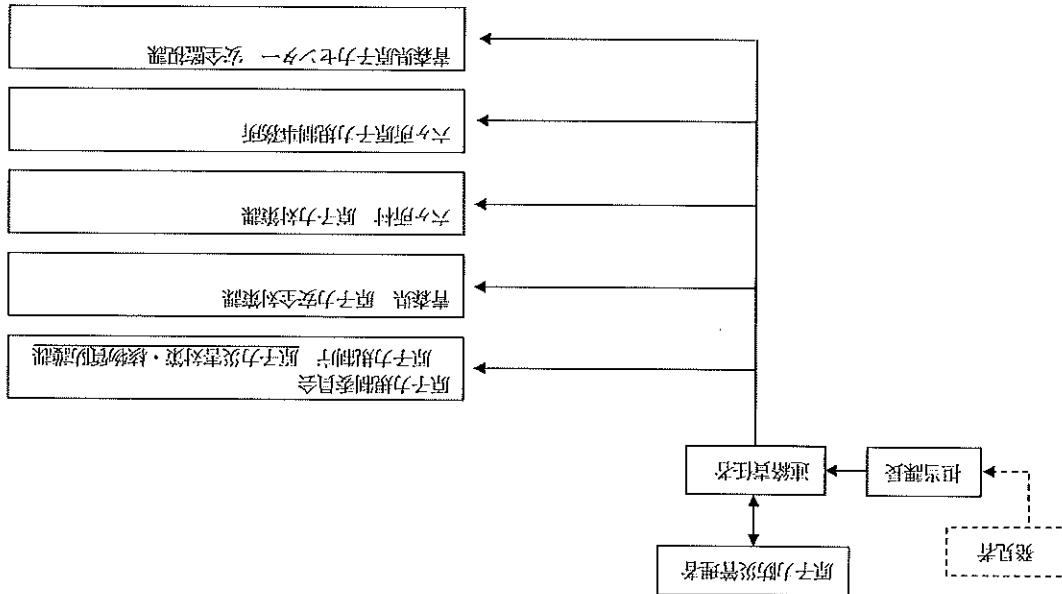
現行

理由

別図3 警戒事象発生時の通報経路



別図3 警戒事象発生時の通報経路

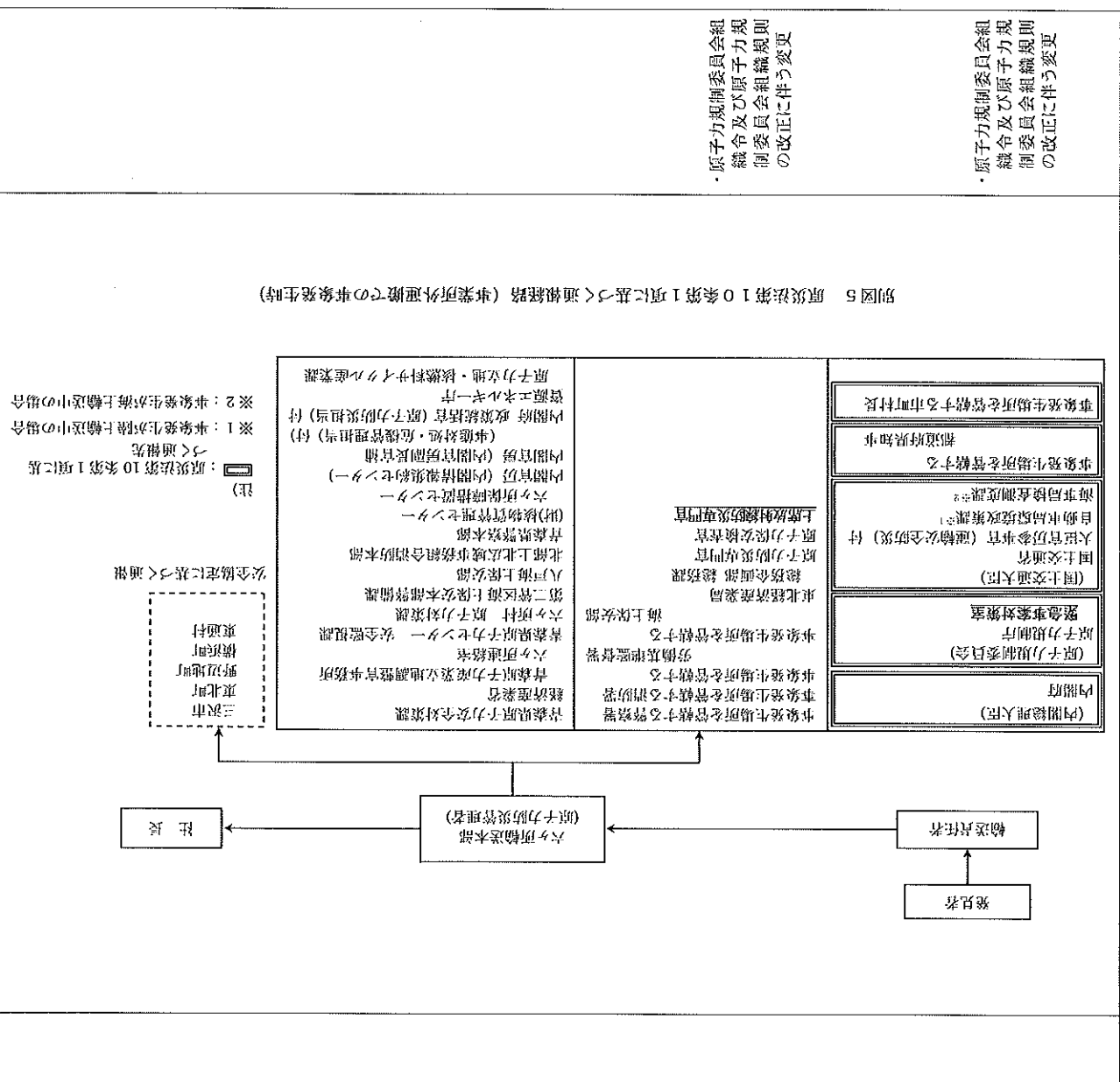
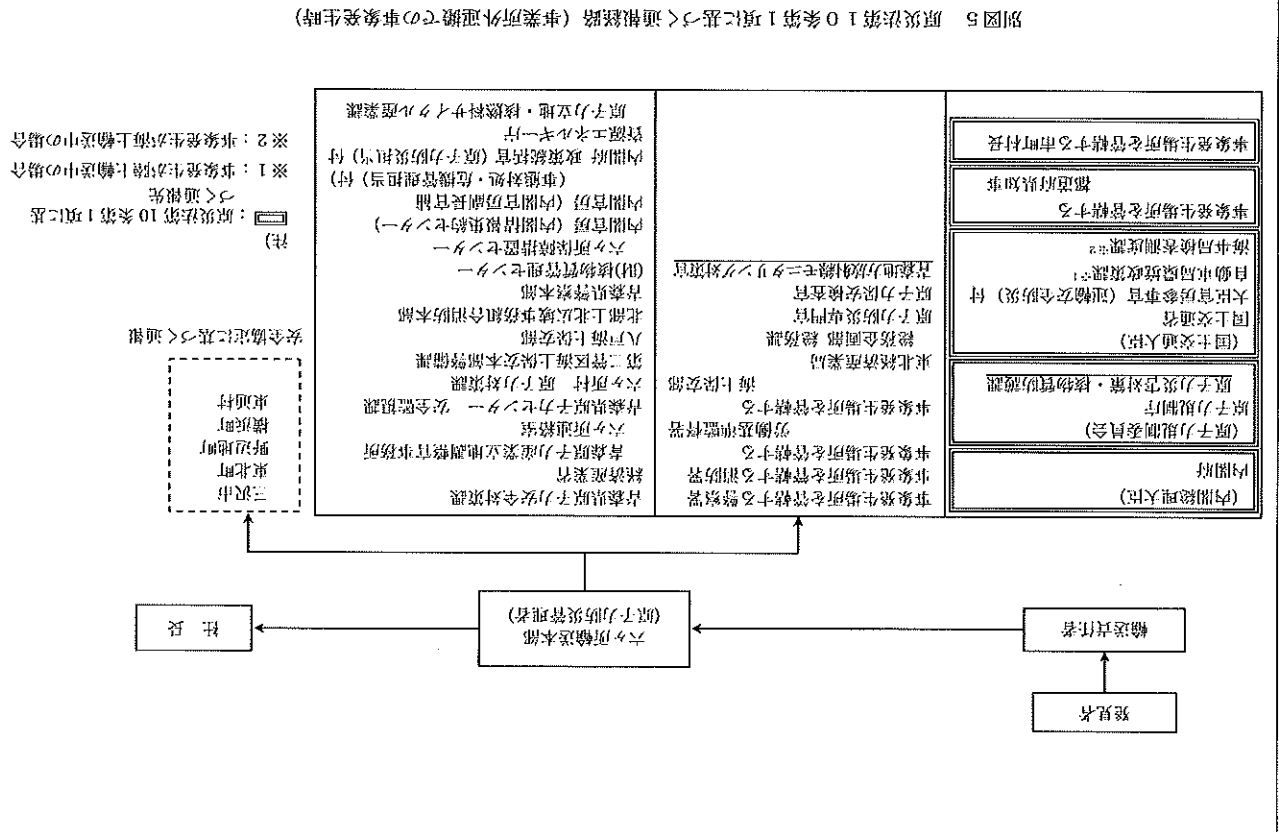


- 原子力規制委員会組織令及び原子力規制委員会組織規則の改正に伴う変更

読み替え後

現行

理由



理由

- 原子力規制委員会組織令及び原子力規制委員会組織規則の改正に伴う変更
- 原子力規制委員会組織令及び原子力規制委員会組織規則の改正に伴う変更

「濃縮・埋設事業所埋設事業部原子力事業者防災業務計画」読み替え表（4/6）

現 行

事業部対策本部	連絡先	備考
事業部対策本部	内閣府（内閣総理大臣）	
	原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課 （原子力規制委員会）	
	内閣官房（内閣情報集約センター）	
	内閣官房 （内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）	
	内閣府 政策統括官（原子力防災担当）付	
	東北経済産業局 総務企画部 総務課	
	原子力保安検査官	
	青森県 災害対策本部	
	六ヶ所村 災害対策本部	
	オフサイトセンター （原子力防災専門官）	
	青森地方放射線モニタリング対策官	
	国 現地警戒本部又は現地対策本部	
	青森県 現地災害対策本部	
	六ヶ所村 現地連絡本部	
	八戸海上保安部	
	むつ労働基準監督署	
	北部上北広域事務組合 消防本部	
六ヶ所消防署		
青森県警察本部		
野辺地警察署		
経済産業省		
青森原子力産業立地調整官事務所 六ヶ所連絡室		
資源エネルギー庁 原子力立地・核燃料サイクル産業課		
三沢市 政策調整課		
東北町 企画課		
野辺地町 防災安全課		
横浜町 企画財政課		
東通村 原子力対策課		

注)

☐：原災法第25条第2項に基づき報告先

別図6（1/2） 対策本部設置後の連絡経路（事業所内での事象発生時）

読み替え後

理 由

事業部対策本部	連絡先	備考
事業部対策本部	内閣府（内閣総理大臣）	
	原子力規制庁 緊急事態対策室 （原子力規制委員会）	
	内閣官房（内閣情報集約センター）	
	内閣官房 （内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）	
	内閣府 政策統括官（原子力防災担当）付	
	東北経済産業局 総務企画部 総務課	
	原子力保安検査官	
	青森県 災害対策本部	
	六ヶ所村 災害対策本部	
	オフサイトセンター （原子力防災専門官）	
	上原放射線防護専門官	
	国 現地警戒本部又は現地対策本部	
	青森県 現地災害対策本部	
	六ヶ所村 現地連絡本部	
	八戸海上保安部	
	むつ労働基準監督署	
	北部上北広域事務組合 消防本部	
六ヶ所消防署		
青森県警察本部		
野辺地警察署		
経済産業省		
青森原子力産業立地調整官事務所 六ヶ所連絡室		
資源エネルギー庁 原子力立地・核燃料サイクル産業課		
三沢市 政策調整課		
東北町 企画課		
野辺地町 防災安全課		
横浜町 企画財政課		
東通村 原子力対策課		

合同対策協議会が設置され、これに参加している場合は、合同対策協議会を通じて連絡する。

安全協定に基づく連絡

注)

☐：原災法第25条第2項に基づき報告先

・原子力規制委員会組織令及び原子力規制委員会組織規則の改正に伴う変更

・原子力規制委員会組織令及び原子力規制委員会組織規則の改正に伴う変更

別図6（1/2） 対策本部設置後の連絡経路（事業所内での事象発生時）

現 行		読み替え後		理 由
事業部対策本部	連絡先	事業部対策本部	連絡先	
内閣府 (内閣総理大臣)	内閣府 (内閣総理大臣)	内閣府 (内閣総理大臣)	内閣府 (内閣総理大臣)	・原子力規制委員会組織令及び原子力規制委員会組織規則の改正に伴う変更
原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課 (原子力規制委員会)	原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課 (原子力規制委員会)	原子力規制庁 緊急事態対策室 (原子力規制委員会)	原子力規制庁 緊急事態対策室 (原子力規制委員会)	
国土交通省 大臣官房参事官 (運輸安全防災) 付 自動車局 発着政策課※1 海事局 検査制度課※2	国土交通省 大臣官房参事官 (運輸安全防災) 付 自動車局 発着政策課※1 海事局 検査制度課※2	国土交通省 大臣官房参事官 (運輸安全防災) 付 自動車局 発着政策課※1 海事局 検査制度課※2	国土交通省 大臣官房参事官 (運輸安全防災) 付 自動車局 発着政策課※1 海事局 検査制度課※2	・原子力規制委員会組織令及び原子力規制委員会組織規則の改正に伴う変更
内閣官房 (内閣情報収集センター)	内閣官房 (内閣情報収集センター)	内閣官房 (内閣情報収集センター)	内閣官房 (内閣情報収集センター)	
内閣官房 (内閣府副大臣官補 (事務対処・危機管理担当) 付)	内閣官房 (内閣府副大臣官補 (事務対処・危機管理担当) 付)	内閣府 政策統括官 (原子力防災担当) 付	内閣府 政策統括官 (原子力防災担当) 付	
東北経済産業局 総務企画部 総務課	東北経済産業局 総務企画部 総務課	東北経済産業局 総務企画部 総務課	東北経済産業局 総務企画部 総務課	
原子力防災専門官	原子力防災専門官	原子力防災専門官	原子力防災専門官	
青森地方放射線モニタリング対策室	青森地方放射線モニタリング対策室	原子力保安検査官	原子力保安検査官	
国の現地対策本部又はオプサイトセンター	国の現地対策本部又はオプサイトセンター	上の現地対策本部又はオプサイトセンター	上の現地対策本部又はオプサイトセンター	
事象発生場所を管轄する都道府県知事又は都道府県の災害対策本部	事象発生場所を管轄する市町村長又は市町村の災害対策本部	事象発生場所を管轄する市町村長又は市町村の災害対策本部	事象発生場所を管轄する市町村長又は市町村の災害対策本部	
事象発生場所を管轄する海上保安部	事象発生場所を管轄する海上保安部	事象発生場所を管轄する海上保安部	事象発生場所を管轄する海上保安部	
事象発生場所を管轄する労働基準監督署	事象発生場所を管轄する労働基準監督署	事象発生場所を管轄する労働基準監督署	事象発生場所を管轄する労働基準監督署	
事象発生場所を管轄する消防署	事象発生場所を管轄する消防署	事象発生場所を管轄する消防署	事象発生場所を管轄する消防署	
事象発生場所を管轄する警察署	事象発生場所を管轄する警察署	事象発生場所を管轄する警察署	事象発生場所を管轄する警察署	
青森県 原子力安全対策課	青森県 原子力安全対策課	青森県 原子力安全対策課	青森県 原子力安全対策課	
経済産業省	経済産業省	経済産業省	経済産業省	
青森原子力産業立地調整官事務所 六ヶ所連絡室	青森原子力産業立地調整官事務所 六ヶ所連絡室	青森原子力産業立地調整官事務所 六ヶ所連絡室	青森原子力産業立地調整官事務所 六ヶ所連絡室	
青森県原子力センター 安全監視課	青森県原子力センター 安全監視課	青森県原子力センター 安全監視課	青森県原子力センター 安全監視課	
六ヶ所村 原子力対策課	六ヶ所村 原子力対策課	六ヶ所村 原子力対策課	六ヶ所村 原子力対策課	
第二管区海上保安本部警備課	第二管区海上保安本部警備課	第二管区海上保安本部警備課	第二管区海上保安本部警備課	
八戸海上保安部	八戸海上保安部	八戸海上保安部	八戸海上保安部	
青森県警察本部	青森県警察本部	青森県警察本部	青森県警察本部	
北郷上北広域事務組合消防本部	北郷上北広域事務組合消防本部	北郷上北広域事務組合消防本部	北郷上北広域事務組合消防本部	
(財)核物質管理センター六ヶ所保蔵措置センター	(財)核物質管理センター六ヶ所保蔵措置センター	(財)核物質管理センター六ヶ所保蔵措置センター	(財)核物質管理センター六ヶ所保蔵措置センター	
資源エネルギー庁 原子力立地・核燃料サイクル産業課	資源エネルギー庁 原子力立地・核燃料サイクル産業課	資源エネルギー庁 原子力立地・核燃料サイクル産業課	資源エネルギー庁 原子力立地・核燃料サイクル産業課	
三沢市 政策調整課	三沢市 政策調整課	三沢市 政策調整課	三沢市 政策調整課	
東北町 企画課	東北町 企画課	東北町 企画課	東北町 企画課	
野辺地町 防災安全課	野辺地町 防災安全課	野辺地町 防災安全課	野辺地町 防災安全課	
楨浜町 企画財政課	楨浜町 企画財政課	楨浜町 企画財政課	楨浜町 企画財政課	
東通村 原子力対策課	東通村 原子力対策課	東通村 原子力対策課	東通村 原子力対策課	
注) □：原災法第25条第2項に基づき報告先 ※1：事象発生が陸上輸送中の場合 ※2：事象発生が海上輸送中の場合	注) □：原災法第25条第2項に基づき報告先 ※1：事象発生が陸上輸送中の場合 ※2：事象発生が海上輸送中の場合	注) □：原災法第25条第2項に基づき報告先 ※1：事象発生が陸上輸送中の場合 ※2：事象発生が海上輸送中の場合	注) □：原災法第25条第2項に基づき報告先 ※1：事象発生が陸上輸送中の場合 ※2：事象発生が海上輸送中の場合	

別図6 (2/2) 対策本部設置後の連絡経路 (事業所外運搬での事象発生時)

別図6 (2/2) 対策本部設置後の連絡経路 (事業所外運搬での事象発生時)

読み替え後

現行

理由

別表4 副原子力防災管理者の職位と代行順位

職位	代行順位 ^{※1}
埋設事業部長代理	1
埋設事業部副事業部長	2
低レベル放射性廃棄物埋設センター長	3
低レベル放射性廃棄物埋設センター長代理	4
安全管理部長	5
上記以外の低レベル放射性廃棄物埋設センター、埋設計画部及び開発設計部の特別管理職 ^{※3}	6 ^{※3}

副原子力防災管理者^{※2}

【注記】

- ※1：原子力防災管理者が不在のときの代行順位を示す。
- ※2：組織改正等により職位が廃止となる場合は、当該職位を除外し、代行順位を繰り上げるものとする。
- ※3：必要に応じて選任する。ただし、同職位から複数名を選任する必要がある場合は、それぞれに選任する必要がある。

別表4 副原子力防災管理者の職位と代行順位

職位	代行順位 ^{※1}
埋設事業部副事業部長	1
低レベル放射性廃棄物埋設センター長	2
安全管理部長	3
上記以外の低レベル放射性廃棄物埋設センター、埋設計画部及び開発設計部の特別管理職 ^{※3}	4 ^{※3}

副原子力防災管理者^{※2}

【注記】

- ※1：原子力防災管理者が不在のときの代行順位を示す。
- ※2：組織改正等により職位が廃止となる場合は、当該職位を除外し、代行順位を繰り上げるものとする。
- ※3：必要に応じて選任する。ただし、同職位から複数名を選任する必要がある場合は、それぞれに選任する必要がある。

・弊社埋設事業部の人事異動に伴う変更（埋設事業部長代理及び低レベル放射性廃棄物埋設センター長代理の職位の廃止）